

平成 16 年度における各府省の政策評価への取組状況

説 明 資 料

- 資料 3－1 平成 16 年度における各府省の政策評価の実施件数
- 資料 3－2 各府省の政策評価に関する基本計画、実施計画の策定状況
- 資料 3－3 計画期間終了に伴って平成 17 年度を始期として策定した基本計画の概要等
- 資料 3－4 各府省の「平成 17 年度事後評価の実施に関する計画」の概要
- 資料 3－5 平成 17 年度実施計画の特記事項・平成 17 年度の実行方針
- 資料 3－6 各府省の政策評価の実施体制等
- 資料 3－7 平成 16 年度における政策評価の方法に関する調査研究等の取組状況等
- 資料 3－8 ホームページを活用した外部検証可能性の確保に向けた取組状況
- 資料 3－9 政策評価に関する国民からの意見・要望等の活用例

平成 16 年度における各府省の政策評価の実施件数

(単位:件)

行政機関名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	0	18	18
宮内庁	0	2	2
公正取引委員会	0	7	7
国家公安委員会・警察庁	16	5	21
防衛庁	20	31	51
金融庁	5	38	43
総務省	10	79	89
公害等調整委員会	0	5	5
法務省	11	22	33
外務省	35	126	161
財務省	0	34	34
文部科学省	87	242	329
厚生労働省	84	165	249
農林水産省	3,945	2,180	6,125
経済産業省	112	96	208
国土交通省	726	1,182	1,908
環境省	76	48	124
計	5,127	4,289	9,416
15年度	5,245	5,932	11,177
14年度	7,353	3,577	10,930

(注) 件数は、精査中であり変更があり得る。

資料 3-2

各府省の政策評価に関する基本計画、実施計画の策定状況

* 基本計画の計画期間の終了に伴い新たに計画を策定したのは8府省（平成17年4月現在）

行政機関名	基本計画の策定(改正)年月日		14年実施計画 の策定年月日	15年実施計画 の策定年月日	16年実施計画 の策定年月日	17年実施計画 の策定年月日
		計画 期間				
内閣府	14年4月30日 (改正)15年4月30日 (改正)16年4月30日 (新規)17年4月1日	3年	14年4月30日	15年4月30日	16年4月30日	
宮内庁	14年4月25日	5年	14年4月25日	15年4月15日	16年4月13日	17年4月1日
公正取引 委員会	14年4月1日 (改正)15年4月1日 (改正)16年4月1日 (新規)17年4月1日	3年	14年4月1日	15年4月1日	16年4月1日 17年1月11日 (変更)	17年4月1日
国家公安委員会・ 警察庁	14年3月28日 (改正)15年12月18日 (改正)16年8月27日	3年9 月	14年3月28日	14年12月26 日(注)	15年12月24日	16年12月17日
防衛庁	14年4月1日 (改正)15年5月29日 (改正)16年3月31日	4年	14年5月30日	15年5月29日	16年2月20日 17年3月30日 (変更)	17年3月30日
金融庁	14年4月1日 (改正)14年9月13日 (改正)15年7月1日 (改正)16年7月7日	5年	14年4月1日 14年8月6日 (注)	15年7月1日	16年7月7日	
総務省	14年3月27日 (改正)15年3月28日 (新規)16年3月31日	3年	14年3月27日	15年3月28日	16年3月31日	17年3月30日
公害等調整 委員会	14年3月18日 (新規)17年3月22日	3年	14年3月18日	15年3月24日	16年3月22日	17年3月22日
法務省	14年4月1日 (改正)15年3月28日 (改正)16年3月25日 (新規)17年1月4日	3年	14年4月1日 (改正)15年3月 28日	15年3月28日 (改正)16年3月 25日	16年3月25日 (改正)16年12月 22日	17年3月31日

外務省	14年5月10日 (改正)15年6月23日 (改正)15年9月24日 新規計画策定中	3年	14年6月10日	15年9月24日	16年11月18日	
財務省	14年3月29日 (新規)17年3月31日	3年	14年3月29日	15年3月31日	16年3月31日	17年3月31日
文部科学省	14年3月28日 (新規)17年3月25日	3年	14年3月28日	15年3月26日	16年3月26日	17年3月25日
厚生労働省	14年4月1日 (改正)15年4月1日 (改正)16年4月1日 (改正)17年4月1日	5年	14年4月1日	15年4月1日 (改正)16年3月31日	16年4月1日	17年4月1日
農林水産省	14年3月29日 (改正)15年3月31日 (改正)16年3月31日 (改正)17年4月1日	5年	14年3月29日	15年3月31日	16年3月31日	17年3月31日
経済産業省	14年3月29日 (新規)17年4月1日	3年 5年	14年4月1日	15年4月1日	16年4月1日	17年4月1日
国土交通省	14年3月22日 (改正)15年3月27日 (改正)15年7月28日 (改正)15年10月14日 (改正)16年7月30日	5年	14年3月22日	15年3月27日 (改正)15年7月28日	16年3月30日 (改正)16年7月30日	17年3月31日
環境省	14年4月1日	5年	14年4月1日	15年4月1日	16年3月19日	17年3月31日

(注) 国家公安委員会・警察庁は暦年を単位として政策評価を実施していくため、法の施行年については平成14年4月1日から14年12月末までの9か月間の実施計画を14年3月28日に策定・公表した。その後、15年1月1日から15年12月末までの暦年の15年実施計画を14年12月26日に、16年1月1日から16年12月末までの暦年の16年実施計画を15年12月18日に策定・公表している。

また、金融庁は7月1日から翌年の6月末までの事務年度を単位として政策評価を実施していくため、法の施行年度は14年4月1日から14年6月末までの3か月間の実施計画を14年4月1日に策定・公表した。その後、14年7月1日から15年6月末までの14事務年度実施計画を14年8月6日に、15年7月1日から16年6月末までの15事務年度実施計画を15年7月7日に策定・公表している。

計画期間終了に伴って平成 17 年度を始期として策定した基本計画の概要等

1 計画期間終了に伴って平成 17 年度を始期として策定した基本計画の概要・特徴

行政機関名	概要・特徴等
内閣府	<p>計画期間：平成17年度～19年度（3年間）（平成17年4月1日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の観点として、「必要性」、「効率性」、「有効性」、「公平性」、「優先性」に加えて、「関係部局間の連携」と「(過去に実施した)政策評価の政策への反映」という2点を加えた。 ○ RIA(規制影響分析)を事前評価に位置づけ。 ○ 内閣府政策評価審議官の下で、有識者会議設置を可能としている。 ○ 内閣府が担う新たな政策を、政策評価の対象に追加。 ○ 実施体制等その他の項目は概ね従前通り。
公正取引委員会	<p>計画期間：平成17年度～19年度（3年間）（平成17年4月1日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまで法執行面が中心だった政策評価の対象を、政策面にも広げるとともに、対象とする施策の評価体系については、競争政策のグランドデザイン等の政策体系に基づいたものとした。 ○ 基本計画の期間内で政策体系において示された政策についての評価を一通り実施することとし、そのための期間としては3年間とした。 ○ どのような施策についてどのような評価方式を採用するかについての方針を追加した。
総務省	<p>計画期間：平成17年度～19年度（3年間）（平成16年3月31日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同計画の特徴として、①実績評価の対象政策を大括りにして数を絞る、②2億円以上の新規事業及び新たな規制の事前評価、一定の継続事業（5年間で10億円以上）の事後評価を実施する等、事業評価の充実、③評価法に基づく「評価」とは別に、事業改善等を目的に「施策レベル」で業務目標を設定し、各部局で検証、④さらに掘り下げた分析が必要なものについて総合評価を実施することとしている。
公害等調整委員会	<p>計画期間：平成17年度～19年度（3年間）（平成17年3月22日策定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の方式 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性等に応じ、適切な方式を用いるものとする。 ○ 政策効果の把握に関する事項 政策効果の把握に当たっては、評価に要する費用等も勘案し、対象とする政策の特性に応じた適切な手法を用いるものとする。

行政機関名	概要・特徴等
	<p>その際、定量的に把握することができる手法を検討した上で、当委員会にふさわしいものについては導入し、それが困難な場合又は政策評価の適正な実施の確保に結び付かない場合には、可能な限り情報又はデータを収集することにより評価の客観性の確保を図りつつ、政策の性質等に応じた定性的な評価手法を用いるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価の対象政策 <p>当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。</p> ○ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 <p>政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、計画期間内の早い時期に学識経験者からの意見聴取の方式について具体的に検討し、学識経験者等の知見の活用を図るものとする。</p> ○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項 <p>政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については公表するものとする。</p> ○ 評価書の作成 <p>評価書の作成に当たっては、法第10条第1項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的な記載を行うよう努めるとともに、併せて評価の際に使用した仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。</p>
法務省	<p>計画期間:平成17年度～19年度(3年間)(平成17年1月4日策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度までの基本計画に加え、事後評価の対象として、「裁判員制度に関する広報・啓発の推進」を追加するとともに、政策評価の結果の政策への反映に関する事項等について、制度の運用を踏まえた修正を行った。
財務省	<p>計画期間:平成17年度～19年度(3年間)(平成17年3月31日策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの3年間の取組及び学識経験者の意見等を踏まえ、以下のような改訂を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成度のチェックポイントについて、4段階から5段階にする。 ・ 評価書の記述において、「前年度政策評価結果の政策への反映状況」の欄を設ける。 ・ 実施計画や評価書において、「当年度特に重点的に進める施策」を可能な範囲で記述する。
文部科学省	<p>計画期間:平成17年度～19年度(3年間)(平成17年3月25日策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「文部科学省の使命と政策目標」の見直し ○ 各評価方式を基本計画に明定 <ul style="list-style-type: none"> －実績評価、新規・拡充事業評価、達成年度・継続事業評価、総合評価 ○ 事業評価(事後評価)の重点化・合理化

行政機関名	概要・特徴等
	<p>－基本的には実績評価の中での記載で十分とし、必要なものに限定して事業評価（事後評価）で掘り下げて検証 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> －規制に関する評価 －財政投融资に関する評価 ○ 官房の審査機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> －政策評価審議官の役割 等
経済産業省	<p>計画期間：平成17年度～21年度（5年間）（平成17年4月1日策定） 前基本計画の実施方針に従い、引き続き着実に評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価単位：同一・類似の目的を有する事業をまとめた施策 ○ 評価対象： <ol style="list-style-type: none"> 1) 財政資金を使用する政策 予算措置、政策金融及び税制措置を用いて行われる施策 2) 政策の特性上、独自の評価方法による政策 3) 法令に基づく規制等 ○ 評価の観点： <p>主として必要性、効率性及び有効性の観点から評価。</p>

2 基本計画の変更

行政機関名	主な変更点、意図・理由
国家公安委員会 ・警察庁	○ 平成16年4月の組織改編により組織犯罪対策部が設置されたことに伴い、政策評価の実施体制を強化（平成16年8月31日改正）。
防衛庁	○ 課名変更に伴い変更した。（平成16年3月31日改正）
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価と政策の企画立案・予算要求の連携の強化 評価と予算の両過程の連携の強化により、評価書原案を査定資料として有効に機能させることとした。 ○ 目標の定量化等への積極的な取組 数値目標を大幅に増加させた（実績評価を実施する施策目標ベース）。 ○ 総合評価の積極的な実施 主要な制度変更に際して行う総合評価の実施件数を増加させた（平成17年度）。 ○ その他 有識者の知見の活用の状況等の評価書への明記、実施庁評価の具体的手続、規制影響分析の試行的実施の継続等について規定した。 （平成17年4月1日改正）
農林水産省	○ 大臣官房企画評価課による審査を重点化する等の基本計画の変更を実施。 （平成17年4月1日改正）
国土交通省	○ 平成16年度以降に実施予定の政策レビュー（プログラム評価）テーマについて、新たに追加。（平成16年7月30日改正）。

各府省の「平成17年度事後評価の実施に関する計画」の概要

- 各府省の平成17年度実施計画のうち、法第7条第2項の各号ごとの事後評価の対象としようとする政策の規定状況は、次のとおり。

1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策
(法第7条第2項第1号に区分されるもの) 及び評価の方式

行政機関名	法第7条第2項第1号に係るものの実施計画における規定状況
内閣府	○(策定中)
宮内庁	—
公正取引委員会	○ 実績評価:5施策 ○ 事業評価:4施策
国家公安委員会 ・ 警察庁	○ 実績評価:7件の基本目標に関する28件の業績目標 ○ 事業評価:4事業、その他、既に実施されている事業等であって特に重要なもの ○ 総合評価:2テーマ
防衛庁	○ 事業評価:中間段階の事業評価2政策、事後の事業評価13政策 ○ 実績評価:2政策(3件の基本目標に関する10目標) ○ 総合評価:13テーマ
金融庁	平成16年度金融庁政策評価実施計画(16年7月～17年6月) ○ 実績評価:8件の基本目標に関する38政策、業務支援基盤整備等に係る5件の政策 ○ 総合評価:2テーマ
総務省	○ 実績評価:26政策 ○ 事業評価:13政策
公害等調整委員会	○ 対象とする政策及び目標:2政策・6目標
法務省	○ 事業評価:1政策 ○ 実績評価:20政策 ○ 総合評価:1テーマ
外務省	○(策定中)

行政機関名	法第7条第2項第1号に係るものの実施計画における規定状況
財務省	<p>○ 実績評価:34件の目標(総合目標6、政策目標28)</p> <p>○ 総合評価:1テーマ</p>
文部科学省	<p>○ 実績評価:「文部科学省の使命と政策目標」の実現に向けて平成16年度に取組んだ施策(9件の政策目標、42件の施策目標、234の達成目標)</p> <p>○ 事業評価:</p> <p>(ア) 以下に掲げる事業のうち実績評価における政策手段の実績の記述がない、若しくは実績を踏まえさらに事業評価(事後評価)の必要があるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に新規・拡充事業評価(事業評価)を実施し平成17年度に達成年度が到来する事業 ・ 過去に事前評価により具体的な達成年度を設定していない事業であって社会的影響または予算規模の大きいもの ・ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」における「政策群」に位置づけられた個別の政策手段または「モデル事業」 <p>(イ) その他見直しを行う必要性が高い事業</p> <p>○ 総合評価:2テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革(仮称) ②国際競技力向上施策の効果に関する総合評価
厚生労働省	<p>○ 実績評価:108件の施策目標</p> <p>○ 総合評価:29件の施策目標に係るテーマ</p>
農林水産省	<p>○ 実績評価:57件の政策分野</p> <p>○ 総合評価:1テーマ</p> <p>○ 事業評価:58件の公共事業、86件の研究開発課題等</p>
経済産業省	<p>○ (策定中)</p>
国土交通省	<p>○ 政策チェックアップ(業績測定):27件の政策目標に係る政策</p> <p>○ 政策レビュー(プログラム評価):11件のテーマに係る政策のうち9テーマ</p> <p>○ 個別公共事業の再評価、完了後の事後評価:約510事業</p> <p>○ 個別研究開発課題の評価:3件の政策について中間評価、27件の政策について終了後の事後評価</p>
環境省	<p>○ 実績評価:環境省が行うすべての政策を対象。具体的には、別に定める「環境省政策体系」に掲げる「48施策」を対象。</p>

2 未着手・未了の政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）及び評価の方式

行政機関名	法第7条第2項第2号に係るものの実施計画における規定状況	
	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）
外務省	（策定中）	（策定中）
農林水産省	—	個別公共事業の評価：126事業
国土交通省	個別公共事業の評価：21事業	個別公共事業の評価：489事業

3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）及び評価の方式

行政機関名	法第7条第2項第3号に係るものの実施計画における規定状況
総務省	○ 総合評価：1政策（行政相談）
法務省	○ 実績評価：6政策（すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等）
厚生労働省	○ 事業評価、実績評価又は総合評価： <ol style="list-style-type: none"> ① 基本計画に掲げる政策体系の施策目標に係る評価指標のモニタリング結果の値や推移等により評価の必要が生じた政策 ② 大綱的指針に基づき総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 ③ 個々の公共事業であって、別途要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの ④ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果の値や推移等を参考にして評価の必要が生じたもの及び事前評価実施後、一定期間が経過したもの ⑤ 終期を設定して実施した政策のうち、平成17年度に終期が到来したものであって、検証のため評価の必要なもの ⑥ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの
宮内庁	○ 事業評価：1政策（皇室関連施設の参観の利便性の向上等の政策）

平成 17 年度実施計画の特記事項・平成 17 年度の取組方針

行政機関名	平成 17 年度実施計画の特記事項、平成 17 年度の取組方針
内閣府	(平成17年度実施計画については、現在策定中。5月前半決定予定。)
宮内庁	(特記事項なし)
公正取引委員会	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共調達における競争環境の整備」、「取引慣行の実態把握・改善」、「国際協力の推進」について初めて政策評価を実施。
国家公安委員会 ・警察庁	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 16 年 4 月の組織改編により組織犯罪対策部が設置されたことに伴い、実績評価の基本目標及び業績目標の位置付け等を変更した(平成 16 年 12 月 16 日改正)。
防衛庁	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年度の防衛庁における事後評価の実施に関する計画に従い、着実な評価の実施、評価結果の政策への反映等の実施に努める。
金融庁	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制に関する評価手法について開発に取り組むこととした。 <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中長期的な観点から、課題を検討の上、今後の重要な政策について評価する。 ○ 政策評価をより一層予算の作成に活用する観点から、事業評価方式による事前評価を実施するとともに、政策効果や改善点をより明らかにする観点から、総合評価を実施する。 ○ 政策評価の結果を予算要求等により反映させるよう、評価結果の公表を 8 月末をめどに行うよう努める。 <p>※ 平成 16 年度金融庁政策評価実施計画の計画期間(16年7月～17年6月)が未了のため、16年度実施計画について記載。</p>
総務省	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年度実績評価においても、評価対象政策の課題を明らかにすることに重点を置いて行うこととし、本評価により明らかにされた課題への具体的な対応については、各政策所管部局において更に分析を深め、その結果を当該政策に反映することとする。 ○ 平成 17 年度事業評価については、16 年度は試行的に実施した 2 億円以上の新規予算要求事業等について事前評価を本格的に実施することとする。また、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて事

行政機関名	平成17年度実施計画の特記事項、平成17年度の取組方針
	<p>前評価（事業評価方式）を実施する。</p> <p>さらに、5年間で10億円以上の継続事業についても事後評価を実施することとしている。</p> <p>○ 前年度においても、国民にとって分かりやすい評価書とするため、評価書の様式を工夫したり、指標の状況等の説明で図やグラフを多用するなどの取組を行ったところであり、更に本年度も、評価書の様式の見直し等により、より一層簡潔で分かりやすい評価書の作成に取り組んでいくこととしている。</p> <p>○ 前年度に引き続き本年度も、平成18年度の予算概算要求や機構・定員要求に評価結果を的確に反映できるよう、適時に評価結果を取りまとめる。</p>
公害等調整委員会	<p>【特記事項】</p> <p>○ 対象政策について、これまで5つに細目化していたものを「公害紛争の処理」及び「土地利用の調整」の2政策に概括した。</p> <p>○ 外部の学識経験者からの意見聴取場の設定について、事務局内で試行することとした。</p> <p>【取組方針】</p> <p>○ 実績評価方式により、原則として、計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について取りまとめた上で、測定指標によりその政策効果を測り、目標の達成状況について評価を行う。</p>
法務省	<p>【特記事項】</p> <p>○ 平成17年度実施計画においては、新たに以下の政策を政策評価の実施対象とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度に新規に実施対象とする政策 「行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究」、「オウム真理教対策」 <p>【取組方針】</p> <p>○ 法務省が実施する政策には定量的な評価に馴染まないものが少なくないところ、より客観性のある、定性的評価手法の開発に取り組む。</p> <p>○ 政策評価に取り組む意義を明確にし、政策評価と政策マネジメントをいかに連動させていくかについて理解を深めるための職員に対する研修や研究会等を実施する。</p>

行政機関名	平成17年度実施計画の特記事項、平成17年度の取組方針
外務省	<p>*平成17年度実施計画については現在策定中。</p> <p>【特記事項】 平成17年度の評価については、策定中の基本計画の内容にもよるが、平成16年度評価の反省点を踏まえ、必要な改善を加えていく。</p> <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外交政策の評価に関する手法の研究を推進する予定。 ○ 省内での評価の実施体制を強化し、外部の学識経験者の知見の活用についても改善を検討する等、評価の客観性の向上に取り組む。 ○ 政策評価の結果を次年度の重点外交政策にいかす方向で取り組む。
財務省	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新「基本計画」に基づき、各政策目標の範囲内で、必要に応じて「重点的に進める施策」を記載することとした。 ○ 業績指標について39から43へ、参考・モニタリング指標については262から271へと増加させた。また、達成度が高い指標について、設定の見直しを行った。 <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「政策の目標」として掲げた34の目標について「基本的考え方」を明らかにするとともに、10の目標について、具体的な数値目標（業績指標）を設定し、23の目標について、社会経済情勢の的確な把握・分析及び事務運営の参考とし、モニタリングするための「参考・モニタリング指標」を設定した。 ○ 経済財政諮問会議等の議論を踏まえながら、（財務省予算の）政策評価と予算の連携強化に向けた取組を進めることとする。
文部科学省	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価審議官による実績評価等の各評価内容の審査を行うことを規定。 ○ 規制に関する評価・財政投融资の評価の様式・スケジュールを明定した。 ○ 実績評価・事業評価を題材とした政策評価研修を実施することを規定した。 ○ 実績評価、新規・拡充事業評価、達成年度到来・継続事業のフォーマットを改善した。 <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度の反省点を踏まえ、必要な見直しを行った平成17年度文部科学省実施計画に従い、着実な評価の実施、評価結果の政策への反映等の実施に努める。
厚生労働省	<p>【特記事項・取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価と予算の両過程の連携の強化により、評価書原案を査定資料として有効に機能させる。

行政機関名	平成17年度実施計画の特記事項、平成17年度の取組方針
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する有識者会議を評価書の公表後にも開催し、評価書全体に対する意見を聴取する。
農 林 水 産 省	<p>【特記事項】</p> <p>17年度において、実績評価、総合評価、事業評価（事後評価）の対象となる政策等を定めた。</p> <p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が行う政策分野全般にわたる主要施策（57政策分野）を対象に実施する。 ○ 平成18年度施策の事前評価 <ul style="list-style-type: none"> 引き続きその質的向上を図るため、対象を重点化し実施する。 ○ 事業評価 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事前評価、期中評価及び完了後評価の結果を比較、検証した上で予算要求や計画の見直しに活用することを徹底するとともに、新たな手法の検討などに取り組む。
経 済 産 業 省	<p>【取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度に事後評価を実施するにふさわしい施策等について、事後評価を着実に実施し、結果の政策への反映等に努める。 ○ 昨年同様、平成18年度予算概算要求に当たり、109の施策について、事前評価を実施する。
国 土 交 通 省	<p>【特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度に事後評価の対象としようとする政策等を定めた。
環 境 省	<p>【特記事項・取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年度の政策評価（16年度施策の事後評価）では、目標・指標の定量化とともに評価手法の具体化・明確化、国民に分かりやすい評価手法の在り方についての取組を行う。

各府省の政策評価の実施体制等

(平成17年3月31日現在)

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
内閣府	政策評価審議官 大臣官房政策評価官	内閣府本府政策評価委員会 事務次官を長とする評価委員会を設け、内閣府本府の政策評価に関する重要事項について審議	政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、各政策所管課等がその所掌する政策の特性に応じ、学識経験を有する者からの意見聴取、学識経験を有する者により構成される研究会等の開催等を実施 ※ 評価書の取りまとめ段階の他、必要に応じて目標設定段階等においても知見の活用を図っている。
宮内庁	長官官房秘書課	秘書課と、部局等は、相互に連携を図りながら、互いの役割分担の下、政策評価を実施	政策評価の対象となる政策の特性に応じて高度な専門性等が必要な場合、客観性の確保等が強く求められる場合には、必要に応じ、学識経験を有する者の知見の活用を図る
公正取引委員会	事務総局官房総務課	政策評価会議 政策評価に関する重要事項を決定	公正取引委員会政策評価委員会 政策評価を行うに当たって客観性の確保や実践的知識を活用するため開催
国家公安委員会 警察庁	政策評価審議官 長官官房総務課	政策評価委員会 国家公安委員会及び警察庁における政策評価の在り方、運営について審議	警察庁政策評価研究会 政策評価の在り方、手法等に関する調査・研究、運営方針案及び実施結果報告書案に関する意見を聴取するため開催
防衛庁	長官官房政策評価監査官	政策評価委員会 防衛参事官、関係課長等で構成し、政策評価について審議及び検討を行う	政策評価の評価対象の特性に応じ、部外の学識経験を有する者の知見の活用を図ることが可能と思われる場合に個別に意見を聴取している。 (例:「広報のあり方」についての総合評価について、防衛庁広報研究会(平成16年5月～17年2月)において意見聴取を実施した。)
金融庁	総務企画局政策課	政策評価会議 政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価会議を設け、政策評価の在り方及びその運営について検討し、総合的調整を行う	政策評価に関する有識者会議 実施計画や評価書の作成に当たって客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れている。 ※ 当会議においては、実績評価全体について意見を聴取するのみならず、個々の政策の評価についても、具体的な指摘があった場合には、これに適宜対応している。
総務省	政策評価審議官 大臣官房政策評価広報課	総務省政策評価省内委員会及び総務省政策評価調整小委員会 政策評価結果、政策評価結果の政策への反	総務省政策評価会 政策評価結果及びその政策評価結果の政策への反映状況等について学識経験者等の知見を活用するため開催 ※ 総務省政策評価会の活用状況

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
		映状況等に関する省内の連絡調整を実施	<p>① 平成16年度実績評価の評価結果の取りまとめに当たり、総務省政策評価会を2回開催して意見聴取を行い、その結果を適宜評価書作成に反映した。</p> <p>② 総務省政策評価基本計画(計画期間:平成17年度～19年度)における実績評価等の進め方や、平成18年度実績評価における評価対象政策及びその目標値等の設定に当たり、総務省政策評価会を開催して意見聴取を行い、今後の検討に活用した。</p> <p>※ 評価の客観性・厳格性を確保するための工夫 総務省政策評価会においては、実績評価全体について意見を聴取するのみならず、個々の政策の評価についても、具体的な指摘があった場合には、これに適宜対応しているほか、評価の客観性・厳格性を更に高めるために、各部署等における評価作業段階においても積極的に外部の学識経験者等の知見を活用することを推進している。 (例:消防庁の所管4政策の評価について、「消防庁政策評価懇談会」(平成16年6月14日開催)において意見聴取を行った。)</p>
公害等調整委員会	事務局総務課	委員会議 政策評価は、事務局総務課において実施した上で、委員会議に付す。委員会議は、学識経験者等により構成されており、専門的知見をいかし、総合的観点から審議を行い、重要事項の決定を行う。	—
法務省	大臣官房秘書課(政策評価企画室)	幹部から成る会議 政策評価の重要事項を決定	政策評価懇談会 法務省の政策及び法務省が行う政策評価の実施計画、評価手法等について、民間の有識者等の意見等を聴取するため開催 <p>※ 政策評価結果、政策評価結果の反映状況等の取りまとめ、次年度の実施計画策定、個別の政策内容に対する意見聴取に活用。 評価全体について意見を聴くだけでなく、個々の評価について具体的、個別的に知見を活用。</p>

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
外務省	大臣官房 考査・政策評価官	省議 政策評価は、①政策所管局課、②大臣官房総務課及び考査・政策評価官室、③総合外交政策局総務課及び政策企画室が各々の役割に基づいて実施した上で、省議に付す	外務省政策評価アドバイザー・グループ 政策評価の手法、実施体制及び評価結果の政策への反映等政策評価に係る実践的かつ理論的課題に対する外部有識者の知見を得るため開催 ※ 実施計画の策定や今後の改善点等外務省における政策評価の方針に関わる事項を決定する際や評価書の取りまとめの段階等において意見を聴取。
財務省	政策評価審議官 大臣官房文書課（政策評価室）	財務省政策評価委員会 事務次官、各局長等で構成し、財務省の政策評価の在り方・運営について審議し、総合的観点から調整 ※ 予算等の連携を図る趣旨もあり、3月の会合からは、会計課長も参加している。	財務省の政策評価の在り方に関する懇談会 政策評価の客観性を確保し、評価の質を高めるため、有識者から成る懇談会を開催 ※ 基本計画、実施計画の策定及び評価書の作成の段階で開催し、意見を聴取。 省内に置かれている各種審議会、懇談会等 各種政策の策定において、既存の審議会を活用したり、懇談会等を設けて、意見を聴取。
文部科学省	政策評価審議官 大臣官房政策課（評価室）	政策評価会議 事務次官を議長とする「政策評価会議」を設置し、文部科学省が実施する政策評価に関する決定を行う	政策評価に関する有識者会議 政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、学識経験者等を構成員とする会議を開催 ※ 実績評価、事業評価等における評価の取りまとめに活用するほか、評価の設計段階においても活用。
厚生労働省	政策統括官 政策評価官	政策評価の実施に関する関係課長会議 厚生労働省の政策評価の実施・運営に関する基本的事項について審議、情報交換等を行い、総合的観点から調整	政策評価に関する有識者会議 基本計画の策定又は変更、その他政策評価に関する基本的事項の変更等について意見等を聴くため、第三者から成る会議を設置・開催
農林水産省	政策評価審議官 大臣官房企画評価課	新基本法農政推進本部 事務次官、各局庁の長で構成し、政策評価の実施方針、政策評価結果等政策評価に関する重要事項を審議	農林水産省政策評価会 政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、第三者委員7名から成る評価会を公開により開催 ※ 実績評価において、目標値等の設定の段階で意見を聴取 主要政策分野の実績評価結果について個別に説明し、個々の評価結果について意見を聴取

行政機関名	政策評価担当組織の名称	行政機関内の会議等	学識経験者等により構成する研究会等の名称等
経済産業省	大臣官房政策評価広報課	幹部から成る会議 政策評価に関する重要事項を決定	政策策評価研究会 政策評価の導入の方策、手法に関する研究等を実施 産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会（技術評価） 経済産業省技術評価指針に基づき、経済産業省の研究開発事業等の評価を実施、または調査審議等を行う。 ※ 平成16年3月現在で外部有識者13人により委員を構成。平成15年度に4回開催。
国土交通省	政策統括官 政策評価審議官 政策評価官	省議 政策評価に省全体で取り組むとともに、省としての戦略的な行政マネジメントにつなげていくため、基本計画の策定や評価書の作成等、主要な事項については、大臣をはじめとする省幹部から成る省議に付して決定	国土交通省政策評価会 政策評価の制度設計と実施に当たって第三者の知見を活用するため、随時開催 ※ 「政策評価基本計画」や「事後評価実施計画」の策定等、政策評価の制度設計について、基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合等において活用。
環境省	大臣官房政策評価広報課	環境省政策評価推進会議 事務次官を議長とする「環境省政策評価推進会議」を設置し、環境省が実施する政策評価に関する決定を行う	環境省政策評価委員会 評価書を作成するに当たって、学識経験者等をメンバーとする委員会を開催 ※ 事後評価に対する助言、政策評価手法の検討に当たって活用。 また、環境省政策評価委員会の下に政策評価手法検討委員会を設け、評価手法の確立に向けた検討を専門的に行っている。

平成16年度における政策評価の方法に関する調査研究等の取組状況等

1 平成16年度における調査研究等の取組状況

(1) 取組実績

各府省(17)及び総務省(行政評価局)における平成16年度中の政策評価の方法に関する調査研究等の取組実績は、次のとおり。

ア 調査研究等の方法別

No.	調査研究等の実施方法	実施府省数
1	調査研究の外部委託を実施	13
2	調査研究のために研究会等を開催	8
3	諸外国における政策評価の実態を把握するため参考文献を収集	5
4	諸外国の政策評価の実態を把握するため海外調査を実施	2
5	既存の研究会等において調査研究を実施	4
6	その他の方法により調査研究を実施	0

イ 調査研究等の課題別

No.	調査研究等の課題	実施府省数	実施府省数	
			研究会等により実施(上記アのNo.1及び2)(注)	参考文献を収集することにより実施(上記アのNo.3)(注)
1	政策の目標、指標の設定について	9	9 (内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省)	2 (金融庁、外務省)
2	事前評価に必要な政策効果の把握の手法 その他の事前評価の方法について	5	4 (国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、農林水産省、)	1 (金融庁)
3	政策効果の把握の手法の信頼性や精度について	8	7 (内閣府、国家公安委員会・警察庁、防衛庁、金融庁、外務省、文部科学省、農林水産省)	2 (防衛庁、外務省)

4	類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化について	3	1 (農林水産省)	0
5	その他	6	5 (内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、)	1 (財務省)

* 上記の他、総務省行政評価局において、各府省における政策評価の取組に資するよう、「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究」、「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究」を実施し、その結果を各府省に提供。

(注)の部分については重複がありうる。

(2) 今後の調査研究等の予定及び検討課題

調査研究課題	府省数
① 政策効果の把握の手法について、今後調査研究等を実施する予定である、又は今後の課題として考えている	7 (国家公安委員会・警察庁、公正取引委員会、防衛庁、金融庁、法務省、外務省、経済産業省)
② 実績評価における目標・指標の設定等について、今後調査研究等を実施する予定である、又は今後の課題として考えている	5 (公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、環境省)
③ 規制に関する事前評価の方法について、今後調査研究等を実施する予定である、又は今後の課題として考えている	3 (金融庁、総務省、経済産業省)

2 職員の人材の確保及び資質の向上への取組状況

(1) 各府省及び総務省(行政評価局)の取組

各府省（17）及び総務省（行政評価局）における平成16年度中の職員の資質の向上への取組状況は、次のとおり。

職員の意識改革を進めるための取組	府省数
① 政策評価に関する研修の実施、参加	14
・ 政策評価に関する研修（勉強会を含む）の実施	7
・ 府省内一般研修等における政策評価に関する講座の開設	11
・ 府省内研究機関等が開催する政策評価に関する研修への参加	4
・ 外部機関が開催する政策評価に関する研修への参加（総務省が主催する統一研修を除く）	7
② パンフレット、資料集などの職員への配布	16
③ 府省内の会議等における政策評価の取組に関する説明	16
④ 政策評価に関する情報の定期的な提供（電子メール等による）	11
⑤ 政策評価担当者の会議での意識改革の推進	4
⑥ その他（政策評価業務の実施を通じた意識改革の推進等）	3

【政策評価に関する研修の実施、参加の主な例】

- ・ 外部講師、有識者を招いて政策評価に関する研修(勉強会)を開催
- ・ 新規採用職員研修、転入職員研修、局内階層別研修などにおいて、政策評価に関する講座を開設
- ・ 総務省主催特別講座「行政評価のための統計的手法」、民間団体が主催する政策評価に関するフォーラム等に参加

(2) 職員の人材確保

- ・ 政策評価に従事する任期付職員の採用:財務省、総務省(行政評価局)

(3) 総務省(行政評価局)の取組

総務省(行政評価局)では、各府省等の職員を対象に「政策評価に関する統一研修」を実施。

目的	政策評価制度を全政府的に定着、発展させていく観点から、政策評価に関する共通の理解と認識を有する職員の養成・啓発に資するために平成13年度から実施
対象	各府省等の職員
平成16年度実績	<p>17回開催し、1,972名が参加</p> <p>(開催内訳)</p> <p>【中央研修】</p> <p>《一般研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政評価局が本省において、主として各本府省の職員を対象に開催 ○ 1回開催し、165名が参加 ○ 研修内容 国の政策評価制度、各府省事例、政策評価の質の向上への取組 <p>《特別研修》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各本府省政策評価担当部局の職員を対象に開催 ○ 1回開催し、22名が参加 ○ 研修内容 政策評価のための社会調査の技法 <p>【地方研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管区行政評価局等がそれぞれの管内において、各府省地方支分部局職員等を対象に開催 ○ 15回開催し、1,785名が参加 ○ 研修内容 <ul style="list-style-type: none"> ・講義型(8回開催):政策評価制度の動向等、政策評価の事例等、地方公共団体事例 ・パネルディスカッション型(6回開催):政策評価制度の役割と課題等 ・弾力型(1回開催):政策評価制度の動向等、地方公共団体事例、その他希望者が受講する費用便益分析等専門講義

(4) 職員の資質の向上等に関する今後の取組予定及び検討課題

- 職員の意識改革をより一層推進するための方策(研修、研究会等)を実施することが必要としている府省が6府省。

ホームページを活用した外部検証可能性の確保に向けた取組状況

- 基本計画、実施計画、評価結果以外の評価情報をホームページに掲載し、外部検証の確保に努めている主な例は、以下のとおり。

掲載内容	実施府省
全般的な政策評価の実施要領	5 国家公安委員会・警察庁、防衛庁、公害等調整委員会、財務省、国土交通省
一部の事業ごとの評価マニュアル等	3 農林水産省、経済産業省、国土交通省
実績評価方式における対象政策、目標、指標等	3 総務省、農林水産省、国土交通省
学識経験者等により構成される第三者委員会等での議事録等	14 内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
学識経験者等により構成される第三者委員会等に審議資料として提出した資料	4 国家公安委員会・警察庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省
国民からの意見募集（パブリックコメント）を実施した結果	3 総務省、農林水産省、環境省
政策評価書作成に用いた参考資料、費用便益分析等のバックデータ、アンケート調査結果等の資料	4 防衛庁、農林水産省、国土交通省、総務省（行政評価局）

政策評価に関する国民からの意見・要望等の活用例

府省名	意見・要望等の概要	意見・要望の活用状況
金融庁	「平成16年度金融庁政策評価実施計画」における評価対象とする政策、参考指標及び評価の方法について広く意見を募集。	頂いた意見については、17年度の実施計画（17年7月公表予定）及び16年度の評価（17年8月公表予定）の際の参考とする予定。
総務省	<p>「平成17年度に総務省において実施する主要な政策・施策及びその実施手段の概要（案）」に対する意見募集」（募集期間：平成17年1月28日（金）～2月28日（月））に寄せられた意見</p> <p>IT化を通じた国民の利便性の向上・行政の効率的推進の観点から、電子申請において、納税や手数料支払いなどの電子納付も進めることが必要であり、政策・施策の指標に電子納付の整備状況を加えるべきと考える。</p>	<p>施策「地方公共団体の情報化の推進（住民基本台帳ネットワーク・公的個人認証制度の推進等）」に、施策の主な指標として、「電子納付が可能な地方公共団体の割合」を追加した。</p>
外務省	個々の経済協力案件の評価について、評価書に盛り込む情報をより充実すべき。例えば、「評価の過程で使用した資料」をより詳細に列挙する等。	個々の経済協力案件の評価（事前評価、未着手・未了案件の評価）については、評価書への記載内容を充実させるべく検討中。
	<p>無償資金協力に関する評価はどのように行われているのか。</p> <p>経済協力に関する評価における外務省と援助実施機関</p>	経済協力局長のもとに設置している無償資金協力実施適正会議（外部有識者6名及び外務省で構成）において、外務省の行う経済協力に関する評価について議論しており、今後も評価の充実につき方途を引き続き検討する予定。
財務省	当省の政策評価に関するメールアドレスに、政策評価に直接関するものではなく、当省の政策に関する意見が寄せられた例がある。	（政策担当部局において、業務の参考としている。）
国土交通省	政策チェックアップの指標について、「わかりやすさ」「必要性」の観点から、WEBアンケートやグループインタビューにより、一般国民から広く意見を聴取した。	17年度とりまとめる政策チェックアップの評価書に反映させるとともに、指標の更新や新指標の設定の際の参考資料として、活用予定。

